

第75回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
神奈川県推進委員会実施要綱

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れることにより、多様な背景を持つ人と人が緩やかに繋がりつつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 誰もが抱えうる問題が犯罪や非行の要因となりうることや、人は変われるということを感じて寄り添い続ける更生保護の活動は、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であるとともに、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な社会作りにつながることにについて、国民の各層に広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 同じ地域社会の一員である保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の活動に対する支援の充実を図るほか、「国際更生保護ボランティアの日」と連動させた積極的な広報等により、更生保護ボランティアを増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取組
- (5) 犯罪や非行が起らないよう、こどもや若者の健やかな成長を期する取組

4 組織

この運動は、神奈川県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

(1) 神奈川県推進委員会

ア 県推進委員会は、別紙掲記の機関・団体の代表により組織する。

イ 県推進委員会は、中央推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。

- ① 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、「更生ペンギンのホゴちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義を周知すること
- ② 地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること
- ③ 地区推進委員会と連絡調整を行うこと
- ④ この運動の実施結果を取りまとめること

(2) 地区推進委員会

地区推進委員会は、市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、県推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。

- ① 地域の実情に応じ、この運動において力を入れて取り組むこと（※）を参考に、この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと
- ② この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと

5 活動内容

県推進委員会が実施するこの運動の活動内容については、別途策定する神奈川県推進委員会実施計画のとおりとする。

6 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

ただし、近年の気候変動の影響による夏季の気温の上昇を踏まえ、本運動の趣旨に鑑み、必要に応じて取組を効果的かつ安全に実施するための実施時期・方法等を工夫することとする。

※法務省ホームページにて紹介されている取組例

【<https://www.moj.go.jp/content/001435531.pdf>】